

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日限りで鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から大口地方卸売市場管理組合を脱退させ、鹿児島県市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出
霧島市長 中 重 真 一

（提案理由）

大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の一部変更について協議したいので、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。

(別紙)

鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

鹿児島県市町村総合事務組合規約（平成 19 年指令市町村第 1284 号許可）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、大口地方卸売市場管理組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。